

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の人口構造を平成30年4月1日現在の福島県現住人口調査で見ると、年少人口割合13.8%、生産年齢人口割合52.7%、高齢人口割合33.5%となっている。このうち、生産年齢人口割合については、福島県平均での生産年齢人口割合57.6%及び会津管内平均での生産年齢人口割合55.4%と比較し、いずれよりも低い数値となっている。また、生産年齢人口の推移をみると、昭和40年から年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にある。特に生産年齢人口については昭和40年から平成27年にかけて4割減少する等顕著に数値として表れており、高齢化及び生産年齢人口減少の進行がうかがえる。

また、本村の産業構造について「平成26年経済センサス-基礎調査」の事業所数で見ると、卸売業・小売業が28.0%、製造業12.9%、建設業12.9%の順となっており、この3業種で50%を超えている。その他にも多種多様な業種が存在しており、これらにより本村の産業が担われている。そのうち、従業員数が100名を超えている事業所は1事業所しかなく、大企業と比較し人材が確保しにくい中小企業においては、生産年齢人口の減少に伴う人材の確保・後継者不足の課題を抱えており、現状を放置すれば、事業活動の縮小による経済活力の低下が懸念される状況にある。

(2) 目標

本村では、(1)で述べた本村の状況において、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足等に対応した事業基盤を構築することは喫緊の課題である。

したがって、本村では生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、業務の効率化を図り、生産性の向上につなげることを目指す。

なお、この実現のため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、卸売業・小売業、製造業、建設業を中心として多岐にわたり、

多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多岐にわたる産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業は、湯川村工業団地に一部が集積しているほかは、村内広域に多様な業種が立地している。よって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村の産業は、卸売業・小売業、製造業、建設業を中心として多岐にわたり、これらの多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギー化の推進等、多種多様であると想定される。よって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。